

追加提案検討用調書

① 特区名	東京圏
② 提案事項	医療用ロボット市場の拡大・普及（理学療法士の活躍の場の拡大）

③ 制度の所管・関係府省庁	
厚生労働省	

④ 神奈川県健康・医療分科会において提案された事項	
(現状と課題)	<p>医療の提供は、医療法等の定めにより、医師の指示のもと、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局、助産所の医療提供施設や、医療を受ける者の居宅等でなければ行うことができないとされている。</p> <p>そうした中、医療用ロボットを用いた治療の提供には、一定程度の広さの専用施設が必要であることから、資金力のない医療機関等においては新たな導入は難しく、また、脊髄疾患等の患者は歩行が困難であり、遠隔地にある特定の病院への通院が難しい。</p>
(規制改革事項)	<p>そこで、脊髄疾患や脳卒中等で歩行が困難な患者に対し、医療法等に定める医療提供施設等以外の身近な施設(スポーツクラブや地域コミュニティ施設など)においても、医療用ロボットを用いた身体的機能回復を目的とした治療の提供を理学療法士が行うことを可能とする。</p>
(関係法令)	医療法施行規則第1条

⑤ ④の提案に対する回答	
	<p>ご提案いただいた医療用ロボットの使用の介助が医行為に該当するか否かは、具体的な事例に則して個別に判断されるべきものと考えますが、治療を目的として、脊髄疾患や脳卒中等で歩行が困難な患者に対して行う以上、医行為に該当する事例も含まれると考えられる。</p> <p>そのような場合、本件は公衆又は特定多数人のために医業を行うものと考えられることから、診療所の開設手続が必要になる。臨床研修等修了医師による管理のもと、衛生面等の観点から安全と認められる場所で実施していただきたい。</p>